

国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則

平成16年4月1日

達示第72号制定

平成17年3月28日達示第37号全部改正

(平17達37題名改称)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人京都大学教職員就業規則(平成16年達示第70号。以下「就業規則」という。)第2条第4項第1号の規定に基づき、国立大学法人京都大学(以下「大学」という。)に雇用される有期雇用教職員の労働条件、服務その他就業に関する事項を定めることを目的とする。

(中略)

(日給の決定)

第24条 有期雇用教職員の日給は、別表第1、別表第2及び別表第3に掲げる有期雇用教職員の別に、次の各号に定める額とする。

(1) 別表第1に掲げる有期雇用教職員の日給は、その者を教職員として採用した場合に受けることとなる給与規程第5条第1項に定める各別表に掲げる俸給月額及び同規程第16条に定める都市手当の額を基礎として、次の算式により算出した額とする。

$$((\text{俸給月額} + \text{都市手当}) / 52 \times 38.75) \times 12 \times 7.75$$

(中略)

(超過勤務手当、休日給、夜勤手当等)

第30条 有期雇用教職員には、給与規程第23条に定める教職員の例に準じて超過勤務手当を支給する。ただし、第43条第2項の規定の適用を受ける医員の別表第6休日欄に定める1週間に3日の休日のうち1日における超過勤務については、同条第1項に規定する有期雇用教職員の所定勤務時間内におけるものに限り、勤務1時間につき、その者に支給される日給額を7.75で除して得た額を支給する。

(中略)

5 有期雇用教職員に係る第1項から第3項までの規定の適用に当たっては、給与規程23条、給与規程第24条及び給与規程第25条の規定中「第39条に規定する勤務1時間あたりの給与額」とあるのは、「その者に支給される日給額を7.75で除して得た額」と読み替える。

(中略)

(給与の減額)

第34条 有期雇用教職員が、定められた勤務時間内において勤務しないとき(その勤務しない時間が第53条及び第54条第1項の定めにより有給の休暇として承認された場合を除く。)は、次の算式により計算した額を日給から減じて支給する。この場合において、1時間未満の端数が生じた場合は、教職員の例に準じて計算する。

$$(\text{日給} / 7.75) \times (7\text{時間}45\text{分} - \text{時間} (1\text{日の所定勤務時間})\text{のうち勤務しない時間数})$$

(中略)

第5章 勤務時間、休日、休暇等

(所定勤務時間)

第43条 有期雇用教職員の所定勤務時間は、1週間(日曜日から土曜日までとする。以下同じ。)につき3 8時間 4 5分~~4 0時間~~、1日につき7時間 4 5分~~8時間~~とする。

2 前項の規定にかかわらず、医員の所定勤務時間は、1週間につき3 1時間~~3 2時間~~、1日につき7時間 4 5分~~8時間~~とすることができる。

(平18達22改)

(始業及び終業の時刻)

第44条 有期雇用教職員の勤務の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

始業 午前8時30分

終業 午後5時1 5~~3 0~~分

2 前項の規定にかかわらず、特別の理由があると認める場合は、当該事業年度における終業時刻を午後5時~~4 5分~~とすることができる。

(中略)

(年次休暇以外の休暇)

第54条 次の各号に掲げる場合には、有期雇用教職員(第5号及び第6号に掲げる場合にあつては、6月以上の契約期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者に限る。)に対して当該各号に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

(1) 選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(中略)

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第54条第1項第2号の改正規定は、平成21年5月21日から施行する。

(中略)

別表第6

有期雇用教職員の区分	休日	始業及び終業の時刻	休憩時間
医学部附属病院に勤務する医員及び医員(研修医)のうち、医学部附属病院長が指定する者	1週間	午前8時30分から午後 <u>5時</u> 午後5時15分 まで	正午から午後0時45分まで
	2日又は3日	午前8時30分から午後 <u>5時15分</u> 午後5時30分 まで	正午から午後1時まで
		午後4時から翌日午前 <u>0時30分</u> 午前0時45分 まで	午後8時から午後8時45分まで
		午後4時から翌日午前 <u>0時45分</u> 午前1時 まで	午後8時から午後9時まで
		午前0時から午前 <u>8時30分</u> 午前8時45分 まで	午前4時から午前4時45分まで

		午前0時から <u>午前8時45分</u> 午前9時まで	午前4時から午前5時まで
医学部附属病院看護部病棟及び看護管理室に勤務する有期雇用教職員のうち、医学部附属病院長が指定する者(他の「有期雇用教職員の区分」に定める者を除く。)	1週間に2日	午前8時30分から午後5時15分まで	午後0時30分から午後1時15分まで
		午前8時30分から午後5時30分まで	午後0時30分から午後1時30分まで
		午前7時30分から午後4時15分まで	午前11時30分から午後0時15分まで
		午前7時30分から午後4時30分まで	午前11時30分から午後0時30分まで
フィールド科学教育研究センター海域ステーション瀬戸臨海実験所に勤務する有期雇用教職員	1週間に2日	<u>午前8時30分</u> 午前8時45分 から <u>午後5時15分</u> 午後5時30分 まで	<u>午前11時30分</u> 午前11時45分 から午後0時30分まで 午後0時30分から <u>午後1時30分</u> 午後1時15分 まで

(平18達22改)

別表第7

有期雇用教職員の区分	始業及び終業の時刻	休憩時間
診療等の業務、窓口業務その他の業務に従事する有期雇用教職員のうち部局長が指定する者	午前8時30分から <u>午後5時</u> 午後5時15分 まで	午後1時から午後1時45分まで
	午前8時30分から <u>午後5時15分</u> 午後5時30分 まで	午後1時から午後2時まで

(後略)